

平成19年7月9日
告示第11号

熊本県後期高齢者医療広域連合と熊本県との間の公平委員会
の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を熊本県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。